

鴨川市保育士等処遇改善事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第48号

鴨川市保育士等処遇改善事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市保育士等処遇改善事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成30年鴨川市告示第75号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日限り、失効する」を「令和8年3月31日限り、その効力を失う」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。